

本 船貨有権者ハ候補者ノ氏名、人種、住ノ、政治上ノ見解等ヲ知
リ得又、知り得テ王明瞭ヲ無ク
ハ、亦船貨有権者ハ上級船貨ノ外ニハ拘束ヲ受ケル事ナシ
以上ノ理由ヲ綜合考察スルバ、昔ノ如ク生活者ノ大部分ハ、船貨
ヘラレテ参政權ヲ事實上行使出来ル事ナシ

二、委任ハ理投票の法

吾等ノ主張スル委任投票ハ何事拘束ノ無ク一般ノ民法上ノ委任ハ
理ヲ選挙上ニ採用セヨト云フ事ナシ
方法ノ原則 船貨有権者ハ同一選挙区ニ属スル他ノ有権者ニ
選挙權ノ行使ヲ委任スルハ具體的ニ細ハ略ス

三、委任投票反對ニ対スル反駁

普通法ハ三十三条但書
規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

再ハ不在投票に就テ

全日本の無産階級に援助を乞ふ

日本司厨同盟

今又方に全日的單一無産政黨の結党ニ赴クに當リ、吾等
海員ノ大部分、十数人ハ選挙權ノ行使を阻まれんとす

是レは即チ、普通法ハ三十三条不在投票施行令を制定すに當リ、
政府ハ郵送投票制を採用せんとしてゐる事である。

不在投票はその法律に於て、最も有効なる方法を以て定め得
れるやうにしてある。従つて、實質的代理委任投票制を採ること
は、すこしも差支へが無い。にも拘はらず政府は實質に於て選挙權を行使し得

ない郵送投票制を吾等海員に用しよとせしめてゐるのだ。